

**新型コロナウイルス感染症
緊急経済対策における税制上の措置
(環境性能割の臨時的軽減措置の延長)**

**経済産業省
自動車課**

環境性能割の臨時的軽減措置の延長

- **消費税率引上げに伴う臨時的特例措置**として、2019年10月から2020年9月末までに購入された自家用自動車・軽自動車（中古含む）につき、**環境性能割※の税率1%分を軽減**。
※自動車取得時に、燃費等に応じて課される税（都道府県税または市町村税（軽自動車））
- 新型コロナの影響が拡大する中、国内の自動車需要を支える観点から、2021年3月末まで、**6ヶ月間、軽減期間を延長**する。

**臨時的軽減措置を
2021年3月末まで6ヶ月延長**

	2019年10月1日～2021年3月31日 (2020年9月30日までの1年間は 臨時的軽減：赤字)	
	登録車	軽自動車
電気自動車等（※）	非課税	非課税
2020基準 + 20%	非課税	非課税
2020基準 + 10%	1%⇒ 非課税	非課税
2020基準達成	2%⇒ 1%	1%⇒ 非課税
2015基準 + 10%	3%⇒ 2%	2%⇒ 1%
上記以外の自動車	3%⇒ 2%	2%⇒ 1%

※電気自動車等：電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル車